

91 被災者向け農の雇用事業

【復旧・復興対策分 4 2 3 百万円】

【うち復興庁計上分 4 2 3 百万円】

対策のポイント

東日本大震災による被災農業者や就農を希望する被災者を新たに雇用する農業法人等が実施する実践的な研修を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災による被災者は、仕事や住まい等を失い、不自由な避難生活を余儀なくされ、**就業の場を確保**することが求められています。
- ・また、被災地の農業の復興を図り、東北を新たな食料供給基地として再生するためには、被災地の農業の将来を担う農業者を育成することが重要です。
- ・このため、被災農業者や就農を希望する被災者に就業の場を確保するとともに、農業技術等を習得するための研修の実施を支援します。

政策目標

農業法人等による被災農業者等の雇用

<主な内容>

東日本大震災による被災者等を農業法人等が新たに雇用し、農業技術や経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を実施した場合、研修経費等の一部を助成します。（23年度から25年度まで継続して助成）

○支援対象

- ①東日本大震災の津波被災市町村が策定する経営再開マスタープランに位置づけられた被災農業者等を、一時的（3ヶ月以上）に雇用する農業法人等
- ②農業経験の少ない被災者等を正規の従業員として雇用する農業法人等

○助成額 上限月額97千円

○対象期間 最長12ヶ月

○対象経費 研修指導経費、外部講師謝金、外部研修受講旅費など

○事業規模 330人

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

（ お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-3502-6469（直））
経営局経営政策課（03-6744-2143（直）） ）